

土壌・廃棄物に関する基準値等一覧表

更新:2016年9月30日

適用法規 物質名	基準	土壌含有量基準 (mg/Kg)	土壌溶出量基準 (mg/L)	第2溶出量基準 (mg/L)	土壌環境基準 (mg/L)	農用地土壌汚染対策地 域の指定の要件	特別管理産業廃棄物の 判定基準 (mg/L)
	対象	土壌	土壌	土壌	土壌・ 米(田に限る)	土壌・米	廃棄物 (汚泥)※1
	法	土壌汚染対策法	土壌汚染対策法	土壌汚染対策法	環境基本法 ダイオキシン特措法	農用地の土壌の汚染防 止等に関する法律	廃棄物処理法
四塩化炭素	第1種 特定有害物質	—	0.002	0.02	0.002	—	0.02
1,2-ジクロロエタン		—	0.004	0.04	0.004	—	0.04
1,1-ジクロロエチレン		—	0.1	1	0.1	—	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		—	0.04	0.4	0.04	—	0.4
1,3-ジクロロプロペン		—	0.002	0.02	0.002	—	0.02
ジクロロメタン		—	0.02	0.2	0.02	—	0.2
テトラクロロエチレン		—	0.01	0.1	0.01	—	0.1
1,1,1-トリクロロエタン		—	1	3	1	—	3
1,1,2-トリクロロエタン		—	0.006	0.06	0.006	—	0.06
トリクロロエチレン		—	0.03	0.3	0.03	—	0.1
ベンゼン		—	0.01	0.1	0.01	—	0.1
カドミウム及びその化合物	第2種 特定有害物質	150	0.01	0.3	0.01 (0.03)※3 米1kgにつき0.4mg以下 (農用地)	米1kgにつき 0.4mg 以下 (農用地)	0.09
六価クロム化合物		250	0.05	1.5	0.05 (0.15) ※3	—	1.5
シアン化合物		50 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1	検出されないこと	—	1
水銀及びその化合物		15	0.0005 かつアルキル水銀が検 出されないこと	0.005 かつアルキル水銀が検 出されないこと	0.0005 (0.0015) ※3	—	0.005
アルキル水銀		—	—	—	検出されないこと	—	検出されないこと
セレン及びその化合物		150	0.01	0.3	0.01 (0.03) ※3	—	0.3
鉛及びその化合物		150	0.01	0.3	0.01 (0.03) ※3	—	0.3
砒素及びその化合物		150	0.01	0.3	0.01 (0.03) ※3 土壌1kgにつき15mg未 満(農用地(田に限る))	土壌1kgにつき15mg 以上又は10~20mgの 範囲で都道府県知事が 定める値以上	0.3
ふっ素及びその化合物		4000	0.8	24	0.8 (2.4) ※3	—	—
ほう素及びその化合物		4000	1	30	1 (3) ※3	—	—
シマジン		第3種 特定有害物質	—	0.003	0.03	0.003	—
チオベンカルブ	—		0.02	0.2	0.02	—	0.2
チウラム	—		0.006	0.06	0.006	—	0.06
ポリ塩化ビフェニル	—		検出されないこと	0.003	検出されないこと	—	0.003
有機りん化合物	—		検出されないこと	1※2	検出されないこと	—	1
ダイオキシン類	その他	—	—	—	1000pg-TEQ/g ※4	—	3000pg-TEQ/g
有機塩素化合物		—	—	—	—	—	—
フェノール類		—	—	—	—	—	—
銅及びその化合物		—	—	—	土壌1kgにつき 125mg未満 (農用地(田に限る))	土壌1kgにつき 125mg 以上	—
1,4-ジオキサン		—	—	—	0.05	—	0.5

※1 対象物によって値が異なるため、汚泥の基準値を記載した

※2 有機りん化合物:パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る

※3 汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき環境基準値を超えていない場合に適用

※4 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとされている。(備考 1,000pg=1ng)

※5 ポーキサイトを原料とする水酸化アルミニウム製造用の洗浄施設・ろ過施設から生じた汚泥、建設工事に伴って生じた汚泥

なお、内容には正確を期すようにしておりますが、万が一誤りがあった場合、それによる損害は補償しかねます。